

令和6年度 みやぎNPOプラザ 展示室・小（短期ショップ） 使用団体募集要項

みやぎNPOプラザ内のNPOショップは、コミュニティビジネスをめざすNPOや、事業資金が必要なNPO、また活動の成果を発表するNPOが、販売事業や展示会を行うために設けられています。

そのうち、比較的短期な出店を希望するNPOのためのスペース「展示室・小（短期ショップ）」に出店するNPOを募集します。

1 施設の所在地

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地 みやぎNPOプラザ内

2 施設の概要

- (1) 面積 約5㎡
- (2) 設備等 陳列棚、テーブル、イス等、電源コンセント
- (3) その他
 - ・短期ショップは、展示室・大（常設ショップ）の隣のスペースです。
 - ・看板・サイン類は、当施設との事前協議の上、使用団体側でご準備ください。
 - ・備え付け以外の備品・什器類は、使用団体でご準備ください。

3 使用料 日額 200円

4 使用期間 令和6年4月2日（火）～令和7年3月30日（日）

ただし、期間内の連続した6日以上2ヶ月までの期間とし、この期間を本使用期間と称します。本使用期間終了時に、同スペースの使用を希望する団体がない場合に限り、使用期間の延長申込を受付けます。延長による使用は本使用期間を含めて通算6ヶ月を限度とします。

※延長使用は1ヵ月毎の更新とし、希望期間の前月末日までに所定の申込用紙をご提出いただきます。

5 募集期間

募集は随時行います。ただし、使用開始希望日の3ヶ月前から2週間前までの期間に使用申込の書類を提出するものとします。

※申込希望期間が他団体の使用期間（延長使用期間を含む）と重複する場合もありますので、使用を希望される場合は事前にプラザまでご確認ください。

※使用を終了した団体は使用期間終了後、その通算使用期間と同期間、再応募ができません。

6 申込団体の資格要件

(1) 県内に主たる事務所又は従たる事務所を置き、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動を行っているNPOであること（法人格の有無は問いません）。

(2) 団体の規約等が定められており、規約等に基づいて、総会の開催、事業報告、収支決算等が

行われている団体であること。

(3) 営業の中において、公益性・社会貢献性を発揮できる団体であること。

7 使用条件など

(1) 使用可能な曜日・時間帯は下記の通りです。

・火曜～土曜 9:30～21:30

・日曜・祝日 9:30～17:30

※毎週月曜、及び、年末年始(12/29～1/3)は、休館日のため使用できません。

※営業時間・定休日については、指定管理者と協議の上、決定するものとします。

(2) 活動資金の捻出等、収益目的の出店であっても、**団体の活動と全く関連性のないものの販売はご遠慮ください。**

(3) スタッフ不在時の連絡先を明確にし、連絡がとれるようにしてください。

(4) プラザの共用備品以外に必要な備品は、使用団体でご準備ください。

(5) **全館、火気類の使用禁止・禁煙**です。

(6) 使用期間終了後に所定の書式で報告書をご提出いただきます。延長使用時には、本使用期間終了時と、通算使用期間終了時の2度、ご報告いただきます。なお、報告書は館内で公開いたします。

(7) ショップの運営は各団体の責任とし、施設スタッフによる代理販売や商品および代金の預かり、釣銭用の両替等はいたしません。

(8) 民間非営利活動拠点施設条例、本募集要項の「7 使用条件など」等に違反し、プラザから改善要求を受けても改善がなされない場合、使用許可の取り消しを行うことがあります。

8 使用申込の方法

所定の使用申込書に必要事項を記入の上、団体資料を添付し、みやぎNPOプラザまで提出してください(郵送可)。

※申込書は、みやぎNPOプラザ窓口を用意しているほか、みやぎNPO情報ネットからダウンロードもできます。

<https://www.miyagi-npo.gr.jp/>

9 決定方法

日単位による先着順とします。同一日に使用期間が重複する申込があった場合には、協議による日程調整、または、抽選により決定します。

10 その他

申し込むに当たり現地を確認したい場合は、事前にプラザに連絡のうえご来館願います。

【 問い合わせ・申込先 】

みやぎNPOプラザ

〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

TEL 022-256-0505 FAX 022-256-0533

E-mail npo@miyagi-npo.gr.jp

URL <https://www.miyagi-npo.gr.jp>